

宮城県立がんセンター相談支援センターにおける就労支援

<現状>

年間 12~13 件の相談を、がん専門看護師、MSW、臨床心理士等に対応
(年間相談件数からみると 1%未満)

相談内容としては

- 1) 仕事の継続に関すること (治療と仕事の両立)
- 2) 職場との関係 (職場で知られた場合の対応、人との関係、同情されることへの不満、体調を考慮してもらえないことなど)
- 3) 仕事へ復帰の時期
- 4) その他、家族ががんに罹患して仕事を辞めざるを得ない場合もある

<就労支援にあたって>

- ・ 治療の見通しなど医師の協力が不可欠 (見通しのよいがんが支援しやすい)
- ・ ハローワークなどとのコンタクトが大切
- ・ 仕事の内容などにつき事業者へ配慮を依頼することなど
- ・ 治療時間帯への配慮

<がんセンターでは>

産業カウンセラーとキャリアカウンセラーの資格を有する 2 名の方がボランティアとして就労支援を行いたいとの申し出あり

毎月第 3 火曜日に就労支援を行うこととして 7 月 16 日から開始

あくまでも相談にのるということで仕事の斡旋はしない

<今後の問題点>

仕事が継続できるよう支援することが第一

新たな就労に関しては現時点ではかなり困難と考えられる

がんの場合には不測の事態も多く、職場でのがんに対する理解が必要

職場ではいまだにがんは不治の病ととられていることが多い

相談員から事業者への提言は困難で、必要な場合には担当医からの連絡が必要

医師の判断・提言などが重要になる

相談支援センターでの就労相談

対応者	相談件数 (年間)	相談内容	対応
CNS 松田 他	10~12件	① リスクの高い治療の選択（声を失う・食を失う）と仕事継続について ② 治療中・治療後の副作用、後遺症を持ちながらの仕事の仕方 （肺がん・婦人科がん・前立腺がんの患者） ③ 病名を職場の人に知らせたほうがいいか ④ 職場の人との人間関係 ・がんと伝えていないため休みや仕事の進め方を理解してもらえない ・がんと伝えただけに同情されたり、仕事を減らされたりする。話しにくい ・体調の変化を理解してもらえず、仕事内容を変えてもらえない ⑤ 家族ががんになり介護の為、休みを取っているが、このまま退職した方がいいか ⑥ がんと診断されると職場にわかってしまうのが嫌で受診できない ⑦ がんになったら仕事はやめるべきか	各患者・家族の状況に応じて対応 仕事が継続できるような心身の調整や環境調整などを一緒に考えていった。
MSW 小野	1~2件	① 乳がん 脳・骨転移の患者 ② 子宮がんの患者 ③ 乳がん患者 *別紙参照	① ハローワークにつなぎ就労 ② ハローワークにつなぐが就労できなかった ③ 面談の継続

就労支援ボランティア（産業カウンセラー・キャリアカウンセラー）による就労相談

毎月第3火曜日 第1回・・・7月16日実施（相談2件）

相談内容	対応
① 悪性リンパ腫の患者。内定していたが、治療の必要性を話すと、内定が取り消しになった。治療も終了し、検査結果まちである。今後、正社員として働きたい。結果が出るまで気持ちが焦るので、自己PR作成など教えてほしい。	① いままでの経過と思いを傾聴し、検査後に医師の意見を確認してから就職活動するように伝える。 自己PRについての説明等
② 胃がんの患者。建設、配送の仕事に就いたが、体力的に困難であった。求人を見ても体力的に自信がない。どうしたらいいか。	② シルバー人材センターでの資格取得について等説明

ソーシャルワーカーの関わった就労支援について

1. 乳がん脳骨転移の Pt (ハローワークに繋いだケース)

脳転移後の放射線治療時に相談対応。

もともとは仕事をしていたが、父の介護があり退職。介護中に乳がん発症した為、父は介護施設入所となった。

放射線治療後に外来通院となったが父が他界。遺産相続等落ち着いたことにより、Pt より就労希望あり。

ハローワーク職員と協同し就労支援を行う。短期間の就職活動ののちに、パソコン関係の職業に就職したが1~2 ヶ月で離職。

離職の原因としては、職場内の不和があげられ、病気の治療で休むことを理解してもらえない、病気のことを陰口を言われているとの事であった。

離職後骨転移が見つかり杖歩行となった。離職してからは新たな就労希望についての話は出ず、相談内容としては Pt を取り巻く環境に対しての心理的面談が主であった。

2. 子宮がんの Pt (ハローワークに繋いだが就労につながらなかったケース)

入院中に Pt より医療費や経済的な問題についての相談あり。

医療費の支払いに不安があり、就労希望の訴えがあった。入院中で治療中という事もあり、治療が落ち着いたら具体的に話し合う事とした。

退院時に相談室に来室。治療が終了し、Dr からは就労については許可を得ていた。

ハローワーク職員と協同し就労支援の開始。Pt よりハローワークに1~2 回連絡し相談していたが、その後音信不通。ハローワークの職員からは MSW に連絡がきたが、Pt からは連絡がないため、その後については不明である。

3. 乳がんの Pt (本人の心理面談が主であった就労支援)

外来通院中、今後の治療での医療費の支払い、経済的問題についての相談あり。

仕事についているがパート職員。治療で休んでいる事を上司は認めているが、同僚が良い顔をしていない、陰口を言われているとの訴えあり。遠回しに辞めて欲しいと思われている等心理的な訴えが多かったが、仕事を辞めて生活保護を受けたいとの希望もあった。

後日外来受診時に相談室に来室。生活保護については、Pt の弟が生活保護について良く思っていないため、生活保護を申請する事はできなかったとの事であったが、職場で欠員が出た為、自分の仕事の必要度が上がり前のような嫌がらせを受ける事はなくなったと話し、仕事を継続しようと思うとの話があった。

その後は就労についての相談はなく、臨床心理士やがん看護専門看護師が介入し心理的面談が主となっている。